

第 2 次

七 戸 町 行 政 改 革 大 綱

平 成 2 3 年 4 月



七 戸 町

目 次

第Ⅰ 行政改革の基本的考え方

- I－1 行政改革の目的 1
- I－2 行政改革の推進項目 1
- I－3 行政改革の着実な推進 1

第Ⅱ 行政改革の具体的な取組方策

- Ⅱ－1 事務事業の再編・整理、廃止・統合 2
- Ⅱ－2 民間委託等の推進 2
- Ⅱ－3 定員管理・給与の適正化 2
- Ⅱ－4 経費節減等の財政効果関係 2
- Ⅱ－5 地方公営企業関係 2
- Ⅱ－6 電子自治体の推進 3
- Ⅱ－7 公共工事関係 3
- Ⅱ－8 地域協働の推進 3
- Ⅱ－9 職員の能力向上と意識改革 3

第Ⅰ 行政改革の基本的考え方

I-1 行政改革の目的

平成17年3月31日に、旧七戸町と旧天間林村の1町1村が合併し「新七戸町」が誕生し、合併後における行政改革の推進においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月総務省）等に基づき「行政改革大綱」を策定し、事務の効率化、財政の健全化、職員定数・給与の適正化等、その推進に向け鋭意努力してきたところです。

これらの取組により、平成17年度から平成21年度までの5年間で事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託の推進等、約27億円の経費節減の財政効果を生み出す等、着実な成果をあげてきました。

このような行政改革努力を土台として、景気の動向をはじめとする社会経済情勢の急激な変化や福祉、環境、教育、文化などへの住民の価値観やニーズの多様化、少子・高齢化社会の到来、さらには地方分権の動きが急速に進んでいる現状等を踏まえ、より一層柔軟な姿勢でのサービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を推進するものです。

今回は、平成23年度以降の新たな行政改革大綱を策定し、行財政の新たな改革に取り組むものです。

I-2 行政改革の推進項目

七戸町長期総合計画で謳う「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を基本としたまちづくりを着実に進めていくため、安定した行財政運営体制の構築を図るべく、次の項目を行政改革の推進項目として定め、町行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組む。

1 自主自立のまちづくりを支える行財政基盤の確立

厳しい財政状況下にあって、町政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しつつ、自主自立のまちづくりを着実に進めるため、行財政運営システムを簡素・効率化するなど、これを支える行財政基盤の確立を図る。

2 行政サービス提供体制の新たな構築

住民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくため、住民・民間・町との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図る。

3 住民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進

住民のニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感をもって、質の高い行政サービスを提供していくため、行政資源のより適切な活用を図る行政経営システムを確立するとともに、職員の抜本的な意識改革を図るなど、行政の経営革新に取り組み、住民の目線に立った成果重視型の行政経営を推進する。

I-3 行政改革の着実な推進

七戸町行政改革大綱の取組期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、毎年度行政改革の取組状況を点検するとともに、七戸町行政改革大綱に定められた取組みのほかにも、必要に応じて、行政改革に取り組む。

行政改革の推進に当たっては、「七戸町行政改革推進本部」（本部長 町長）が中心となって、全庁体制で行政改革に取り組み、「七戸町行政改革推進委員会」に行政改革の取組状況を報告し、審議・意見等を踏まえ、着実に行政改革を推進する。

第Ⅱ 行政改革の具体的な取組方策

Ⅱ－１ 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた経営資源の中で、住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題及び社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効果等を検討し、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努める。

なお、各種事業の実施に当たっては、関係課との連絡調整を行い、事業が総合的に行われるよう努め、民間の発想や手法を導入・応用し住民サービスの向上を図る。

Ⅱ－２ 民間委託等の推進

町行政の役割分担の抜本的な見直しの下、地域において社会公共的なサービスを支える民間企業、住民活動団体等との適切な役割分担に基づき、民間活力を活用し、民間委託等を推進するなど、民間との協働により、メリットが生じるよう行政サービスの新たな構築を積極的に図る。

Ⅱ－３ 定員管理・給与の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、電子自治体の推進等を通じて、極力職員数の抑制に取り組む。

給与制度については、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じて改正を行い、適正化に努めてきた。

今後も、人事院勧告等に準じた給与制度の見直しを進めていき、住民の納得と支持が得られるよう推進する。

Ⅱ－４ 経費節減等の財政効果関係

事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努める。

また、三位一体改革における税源委譲の進展や税負担の構成確保の必要性等を踏まえ、税徴収率の一層の向上に努める。

Ⅱ－５ 地方公営企業関係

地方公営企業の事業数は上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の3事業である。それぞれの企業において、指定管理者制度などの民間経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは当然求められるものであり、社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化を推進していく。

Ⅱ－６ 電子自治体の推進

電子自治体の推進は、業務改革の推進や住民サービスの向上を図る上で、極めて有効な取り組みであり、個人情報保護等に十分留意し進める。

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続きのオンライン化の推進、住民基本台帳ネットワークシステム・総合行政ネットワークなどの利活用等に積極的に取り組む。

また、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達に努める。

Ⅱ－７ 公共工事関係

経費節減を図る上で、公共工事のコスト縮減は極めて重要であり、より一層の積極的な取り組みが求められる。社会資本が本来備えるべき安全性、耐久性・保全性、供用性、美観、環境保全性等の所要の基本性能・品質を確保した上でコスト縮減対策を推進し、より適切な設計単価、予定価格の設定を行う。

また、入札事務の透明性の確保・公平な競争入札の促進のため、予定価格の公表等を実施してきたが、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に取り組む。

Ⅱ－８ 地域協働の推進

地域・地区の課題やニーズに対応するとともに、より一層の行政効果を得るためにも地域協働の推進は重要であり、町として住民参加の独自の地域ミニ計画づくりを推進する。

ミニ計画策定にあたっては、地域・地区の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民による自主的な地域・地区づくりに資するため、それぞれの地域・地区の住民により地域ミニ計画を策定し、毎年見直しを加える。

また、それぞれの地区担当職員を定め、地域と行政の役割分担しながら、住民と一体となって推進する。

Ⅱ－９ 職員の能力向上と意識改革

町民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感をもって、質の高い行政サービスを少数精鋭の職員で提供していくため、行政経営を担う人材の確保及び育成を図る。

このため、人材育成方針の策定に取り組み、人事評価制度を検討する。また、行政経営革新のための職員提案制度を検討するなど、職員の能力向上と意識改革を図る。